

令和5年度予算要求事業概要書



所管課	みなと保健所 健康推進課	NO	41
問合せ	地域保健係 TEL:03-6400-0084	(単位:千円)	

1 事業名	産後母子ケア事業	10 要求内容	要求額	⇒	予算額 (うち特財)
2 要求区分	レベルアップ	レベルアップ分	小計	47,469	⇒ (47,469)
3 事業説明文	授乳や育児の指導・サポート、心身のケア、生活の相談等の支援を新たに外来又は訪問により実施するとともに、宿泊型ショートステイ事業の実施施設を拡大します。	・①外来又は訪問によるデイケア実施業務委託		19,230	⇒ (19,230)
		・②外来又は訪問による乳房ケア実施業務委託		11,672	⇒ (11,672)
		・③宿泊型ショートステイ実施業務委託(3施設分)		16,567	⇒ (16,567)
4 背景、根拠データ、区民ニーズ、現状課題等	産後母子ケアについて、現在実施している宿泊型より利用者負担の少ないデイケアへの要望が多く寄せられています。また、授乳については、母親が育児の中で抱く不安の一つであり、セルフケアがうまく行えないために授乳を断念する等、母子の愛着形成に大きな影響が生じることから、積極的な支援を行う必要があります。さらに、宿泊型については、利用者の増加(R2:85人→R3:174人)に伴い、緊急時や利用希望日に予約が取れない事態が発生しており、区民ニーズに答えるため契約先施設の拡大が必要です。	経常経費分	小計	69,698	⇒ (62,157)
		・宿泊型ショートステイ実施業務委託(5施設分)		40,307	⇒ (40,307)
		・母子健康相談、サロン事業等経常事業経費		29,391	⇒ (21,850)
5 事業の実施手法及び内容		合計	117,167	⇒ (109,626)	
	①外来又は訪問によるデイケア費用助成の新規実施 内 容:育児の指導・サポート、心身のケア、生活相談等の産後ケア 利 用 料:外来2,000円、訪問1,000円 ※9割助成(生活保護・非課税世帯は無料) 実施場所:外来(愛育クリニック、クリニックばんびい) ②外来又は訪問による乳房ケア費用助成の新規実施 利 用 料:外来700円、訪問1,000円 ※9割助成(生活保護・非課税世帯は無料) 実施場所:外来(ゆうき助産院、ゆりあ助産院、愛育クリニック) ③宿泊型ショートステイ事業の実施場所の拡大(3箇所:5箇所→8箇所) 内 容:宿泊型ショートステイ事業の実施場所を現在の5箇所から8箇所に拡大 ※現在:済生会中央病院、東都文京病院、愛育病院、聖路加助産マタニティケアホーム、日本赤十字社医療センター	財源内訳	国庫支出金	母子保健衛生費国庫補助金(1/2)	58,455
			都支出金	とうきょうママパパ応援補助金(10/10)	51,171
			その他特財		
			一般財源		7,541
		債務負担行為	令和 年 ~ 年	限度額	
6 目指すべき成果・目標	外来又は訪問による産後ケアにより、短時間で必要なケアを希望する利用者に対して心身のケア、授乳や育児の指導・サポート、生活の相談等の支援を行うことができるようになります。特に乳房ケアにおいて、助産師による乳頭の手入れ、乳房マッサージ等の専門的な指導・サポートによるセルフケア能力の習得は母子の愛着形成に寄与します。また、宿泊型の実施施設を拡大することで、これまで以上に利用者の緊急時や希望日に沿った利用が可能となります。	11 実施に向けた財源確保	国庫及び都支出金を活用		
		12 スケジュール	令和5年4月 事業開始(広報みなと及び区ホームページで周知)		
		13 事業実施に伴う将来コスト	レベルアップ分47,469千円(うち特財47,469千円) / 年		
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	特別区では、外来17区、訪問16区が実施しています。	14 事務事業評価結果			
		15 編成の考え方			
8 基本計画・個別計画	なし				
9 関連する法令・条例等	母子保健法、子ども・子育て支援法				

令和5年度予算要求事業概要書



所管課	子ども家庭支援部 子ども家庭課
問合せ	子ども青少年育成係 TEL:03-3578-2435

NO 42

(単位：千円)

1 事業名	結婚支援	10 要求内容	要求額	⇒	予算額 (うち特財)
2 要求区分	レベルアップ	レベルアップ分	小計	104	⇒ (83)
3 事業説明文	結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の一環として、結婚を希望する若者の支援を行います。	・セミナー・ワークショップ講師謝礼8回分(報償費)		104	⇒ (83)
4 背景、根拠データ、区民ニーズ、現状課題等	港区の令和3年の出生数は、2,461人であり、減少傾向です(R2:2,655人、R元:2,744人、H30:2,857人、H29:2,942人)。区は令和4年7月に「ウエディングするなら港区 結婚応援フェア」を港区プライダル地域連携協議会と連携して開催し、45社が協賛企業として参加し、303名が来場しましたが、結婚への機運醸成に向けた取組を強化する必要があります。	経常経費分	小計	2,286	⇒
5 事業の実施手法及び内容	1 結婚応援セミナー・ワークショップ【レベルアップ】 若い世代が結婚、子育て、仕事等の様々なライフイベントについて積極的に考え、将来のライフデザインを希望を持って描く機会を提供するためのセミナー、ワークショップ等を港区プライダル地域連携協議会と連携して実施します。 対象：港区民 1回あたり10名程度 開催回数：8回開催【レベルアップ3回⇒8回】 2 結婚応援イベント【既存】 港区プライダル地域連携協議会や区内にある結婚式場やプライダル関連業と連携し、イベントを開催します。若者をはじめ、子ども、親世代、祖父母世代と幅広い年齢を対象とし、区民が、結婚への夢と希望を持ち、地域全体で明るい未来を描けるよう取り組みます。 対象：港区民 開催時期：9月～11月頃の週末2日間開催	・イベント会場設営用物品等		306	⇒
		・結婚応援イベント運営経費(委託料)		1,980	⇒
		・協賛企業の募集・説明、当日応援職員、セミナー資料作成 (港区プライダル地域連携協議会の負担で実施)		0	⇒
		合計		2,390	⇒ (83)
		財源内訳	国庫支出金		
			都支出金	地域少子化対策重点推進交付金(4/5)	83
			その他特財		
			一般財源		2,307
		債務負担行為	令和 年 ~ 年	限度額	
		11 実施に向けた財源確保	国(都)の地域少子化対策重点推進交付金を活用		
6 目指すべき成果・目標	・結婚にかかわるセミナーやイベントを通じ、若者の結婚に向けた機運醸成を図ります。 ・結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を推進し、港区内の出生率の回復のほか、「子育てするなら港区」を掲げている港区において、子育てを行う区民の定住に繋がります。	12 スケジュール	4月 契約手続及び港区プライダル地域連携協議会との検討 9月～11月頃 結婚応援イベント開催予定		
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	東京都：結婚を希望しながらも一歩踏み出せない方への後押しをするため結婚に向けた機運醸成の取組を実施(東京都結婚支援ポータルサイト「TOKYOふたりSTORY」の開設、結婚応援イベント「TOKYO結婚おうえんフェスタ」の開催)	13 事業実施に伴う将来コスト	レベルアップ分 104千円(うち特財83千円) / 年		
8 基本計画・個別計画	基本計画	14 事務事業評価結果			
9 関連する法令・条例等	こども基本法	15 編成の考え方			

令和5年度予算要求事業概要書



所管課	子ども家庭支援部 保育政策課	NO	43
問合せ	保育政策係 TEL:03-3578-2466	(単位:千円)	

1 事業名	保育力向上支援事業	10 要求内容	要求額 ⇒	予算額 (うち特財)
2 要求区分	レベルアップ	レベルアップ分	小計 13,380 ⇒	(4,544)
3 事業説明文	<p>研修、専門相談等を継続して行うとともに、区内保育施設に対する訪問実態調査及び各施設の状態に応じた専門的な見地からの助言、指導を行うアドバイザーを派遣し、区内保育施設全体の保育力向上を図る事業です。令和5年度は、区内保育施設の保育の質を向上させるため、保育士向け研修を充実させるとともに、保育の質ガイドラインを策定します。</p>	①保育士向け研修の充実（認可外を含む全保育施設）	10,692 ⇒	(4,544)
		②保育の質のガイドライン策定（報償費・印刷製本費）	1,740 ⇒	
		③保育園運営向上委員会（報償費）	948 ⇒	
4 背景、根拠データ、区民ニーズ、現状課題等	<p>保育所の積極的な新規開設等により待機児童が解消されてきた現状を踏まえ、今後更なる保育の質の向上が求められており、公立・私立問わず、より質の高い保育サービスを提供するため、研修の充実や各施設への助言及び指導等に取り組んでいく必要があります。令和4年度の大学との協働による既存研修の検証では、研修分野の拡大や、研修で得た知識等を実践して次の研修に繋げていく往還型研修の重要性を指摘されています。</p>	経常経費分	小計 9,668 ⇒	(6,595)
		・アドバイザー派遣委託料	6,600 ⇒	(4,950)
		・巡回指導委託	1,760 ⇒	(1,320)
		・既存研修等	1,308 ⇒	(325)
5 事業の実施手法及び内容		合計	23,048 ⇒	(11,139)
①保育士向け研修の充実【レベルアップ】	区立・私立問わず参加できる保育士向け研修を充実させるとともに、大学との協働による効果検証を実施します。（令和4年度研修：6分野・11回⇒令和5年度研修：13分野・39回）	財源内訳	国庫支出金	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 4,869
②保育の質ガイドラインの策定【新規】	港区において保育を実践する際の指針をまとめ、区内保育施設への配布を行います。保育実践現場での保育士の指針となるバイブルとして活用し、保育の質の向上を図ります。		都支出金	保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業費補助金 6,270
③（仮称）保育園運営向上委員会の設置【新規】	医療的ケア児、障害児の集団保育などをはじめとした保育園の運営の検証、保育体制の見直しや職員の質の向上に向けた助言を行います。		その他特財	
6 目指すべき成果・目標	認可保育園等とはもとより、認可外保育施設も含めた区内保育施設全体における保育の質の向上に寄与します。		一般財源	11,909
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	・大阪府四條畷（しじょうなわて）市 四條畷学園短期大学と乳幼児教育・保育の分野における連携協定を締結し、幼児教育・保育の質の向上や保育人材の育成に取り組んでいます。	債務負担行為	限度額	
8 基本計画・個別計画	港区子ども・子育て支援事業計画	11 実施に向けた財源確保		国庫補助金を活用
9 関連する法令・条例等	児童福祉法、子ども・子育て支援法、港区保育指導実施要綱	12 スケジュール		令和5年4月 保育士向け研修の充実 令和6年3月 保育の質のガイドライン策定
		13 事業実施に伴う将来コスト		レベルアップ分（保育士向け研修の充実（認可外を含む全保育施設）） 10,692千円（うち特財4,544千円）
		14 事務事業評価結果		
		15 編成の考え方		

令和5年度予算要求事業概要書



所管課	子ども家庭支援部 保育課	NO	44
問合せ	運営支援係 TEL:03-3578-2850	(単位：千円)	

1 事業名	余裕活用型一時保育事業（私立認可保育所等保育サービス推進事業）	10 要求内容	要求額 ⇒	予算額（うち特財）
2 要求区分	レベルアップ	レベルアップ分	小計 13,321 ⇒	(10,905)
3 事業説明文	<p>在宅子育て家庭の子育てを支援するため、保育事業者に対し、私立認可保育所の空き定員を有効活用した在宅子育て家庭に対する余裕活用型一時保育の実施に要する経費を補助します。 ※小規模保育事業所に対しては、令和3年度から実施済み。</p>	・余裕活用型一時保育事業（私立認可保育園分）	13,321 ⇒	(10,905)
4 背景、根拠データ、区民ニーズ、現状課題等	<p>令和4年1月に実施した「港区の就学前児童に対する子育て支援検討に当たってのアンケート調査」において、一時保育利用者の3割超が利用日数の充足度を不十分と評価しており、供給量の拡大が課題となっています。 また、近年の保育定員に対する空き増加を背景に、保育士の保育機会の減少が保育スキル向上の阻害要因等として、保育の質を維持・向上するうえでの新たな課題となっています。</p>	経常経費分	小計 160,136 ⇒	(150,966)
5 事業の実施手法及び内容	<p>補助対象施設：余裕活用型一時保育事業を実施する区内私立認可保育園 ※令和4年7月に実施した意向調査では、61園中、38園が実施を希望 ※保育園や幼稚園等に在籍していない0～5歳児クラスに相当する児童数で算定 開所日等：実施園の開所日（月～金曜を基本）・開所時間（一例として7:15～18:15） 利用料：4時間未満：1,500円以内、4時間以上：3,000円以内 ※園が保護者から徴収する額 補助額：4時間未満：3,860円、4時間以上：5,320円 ※一時保育の実施（児童1人あたり）に対する区から園への補助額 ※社会福祉法人等が運営する園は一律2,400円（差額は都から直接補助）</p>	・保育サービス推進事業補助金	160,136 ⇒	(150,966)
		合計		173,457 ⇒ (161,871)
		財源内訳	国庫支出金	子ども子育て支援交付金 3,782
			都支出金	子ども子育て支援交付金、東京都保育サービス推進事業補助金 158,089
			その他特財	
			一般財源	11,586
		債務負担行為	令和 年 ~ 年	限度額
		11 実施に向けた財源確保	国庫支出金：子ども子育て支援交付金 都支出金：子ども子育て支援交付金、保育サービス推進事業補助金	
6 目指すべき成果・目標		12 スケジュール	令和5年3月 区民への周知 令和5年4月 事業開始	
一時保育の供給量を拡大することで、利用希望者が、自宅から身近な施設で希望する日時に一時保育を利用できる状態を目指します。 また、一時保育の実施により保育士の保育機会を確保することで、保育士の保育スキル及びモチベーションの向上を図り、保育の質を確保します。		13 事業実施に伴う将来コスト	レベルアップ分 13,321千円（うち特財10,905千円）/年	
7 国・都・特別区等の動向や取組状況		14 事務事業評価結果		
私立認可保育園における余裕活用型一時保育の実施状況 10区/22区		15 編成の考え方		
8 基本計画・個別計画		港区子ども・子育て支援事業計画		
9 関連する法令・条例等		児童福祉法、東京都一時預かり事業実施要綱		

令和5年度予算要求事業概要書



所管課	子ども家庭支援部 保育課
問合せ	運営支援係 TEL:03-3578-2681

NO	45
----	----

(単位：千円)

1 事業名	認証保育所運営助成	10 要求内容	要求額	⇒	予算額 (うち特財)									
2 要求区分	レベルアップ	レベルアップ分	小計	8,219 ⇒										
3 事業説明文	認証保育所が多様化する地域の保育ニーズに柔軟に対応するため、認証保育所運営費等補助金について、補助内容を拡充（新たに月48時間以上120時間未満の利用児童を補助対象に追加）します。	・運営費補助（保育短時間単価分）		8,219 ⇒										
4 背景、根拠データ、区民ニーズ、現状課題等	<p>・テレワークの普及による働き方の多様化などを背景に、保護者が求める保育ニーズも変化が生じています(港区就学前児童世帯のテレワーク状況 父親1.72日/週、母親2.08日/週)。</p> <p>・区内の認可外保育施設においては、短時間保育（週2～3日の利用や週5日で1日あたり2～3時間程度の利用など態様はさまざま）を利用する保護者もいることから、短時間保育に対する需要は一定程度存在するものと見込まれます。</p>	経常経費分	小計	820,196 ⇒										
5 事業の実手法及び内容	<p><対象施設> 認証保育所18園（令和4年8月現在、利用時間の上限を月120時間未満とする短時間コースの設定がある園は無し。18園中10園が令和5年から実施意向あり）</p> <p><補助対象> 現行制度では利用時間月120時間以上が運営費の補助対象ですが、月120時間未満の短時間区分を新設し、補助対象を拡大します</p> <p>運営費の補助対象となる利用時間の比較表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月48時間以上120時間未満</th> <th>月120時間以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>レベルアップ後</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		月48時間以上120時間未満	月120時間以上	現行	×	○	レベルアップ後	○	○	・運営費等補助		820,196 ⇒	
	月48時間以上120時間未満	月120時間以上												
現行	×	○												
レベルアップ後	○	○												
		合計		828,415 ⇒										
		財源内訳	国庫支出金											
			都支出金											
			その他特財											
			一般財源		828,415									
		債務負担行為	令和 年 ~ 年	限度額										
6 目指すべき成果・目標	認証保育所が短時間利用コースを新たに設定し、短時間保育のニーズに対応することで、在宅子育て家庭も含めた多様な保育ニーズに対する支援の充実につながります。	11 実施に向けた財源確保	特定財源なし (参考：経常経費は都区財政調整交付金標準算定。レベルアップ部分は、今後の都区財政調整協議が必要)											
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	都：東京都認証保育所実施要綱の改正（令和4年4月） 特別区：23区中2区が実施予定（令和4年9月末時点）	12 スケジュール	令和5年3月：事業者への周知 4月：事業実施											
8 基本計画・個別計画	基本計画	13 事業実施に伴う将来コスト	レベルアップ分 7,735千円/年											
9 関連する法令・条例等	東京都認証保育所事業実施要綱	14 事務事業評価結果												
		15 編成の考え方												

令和5年度予算要求事業概要書



所管課	子ども家庭支援部 子ども家庭支援センター
問合せ	子ども家庭サービス係 TEL:03-5962-7201

NO	46
(単位：千円)	

1 事業名	みなと子育てサポートハウス事業	10 要求内容	要求額 ⇒	予算額 (うち特財)
2 要求区分	レベルアップ	レベルアップ分	小計 15,401 ⇒	
3 事業説明文	産前産後の子育て当事者が、子育て支援に関わる多くの人々と世代を越えた相互交流を行いながら子育てできるよう、みなと子育てサポートハウス事業における「子育てひろば『あい・ぼーと』」にカフェを設置します。	・カフェ設置・運営経費補助	15,401 ⇒	
4 背景、根拠データ、区民ニーズ、現状課題等	「子育てひろば『あい・ぼーと』」では、親子の相互交流を促進し、子育てに関する相談、援助等を行う子育てひろば事業を実施しています。しかし、これまで利用時に、子どもや保護者の食事の時間に合わせて帰宅する必要があるため、親子が子育てひろばを十分に利用できていないのが現状です。一方で、令和3年に開設した子ども家庭支援センターでは、カフェを設置したことで、利用者から、「食事のために帰宅する必要がないので、時間を気にせず利用できる」「子育て中でも、ゆっくり食事ができる場で助かる」などの声が寄せられています。	経常経費分	小計 40,206 ⇒	(15,402)
5 事業の実施手法及び内容	施設を管理する「特定非営利活動法人あいぼーとステーション」が、子育てひろば事業等の子育て支援事業と一体となって、親子がゆとりと落ち着いて利用できるカフェの運営を行います。カフェの運営に必要な経費は、施設の運営経費と同様に補助金で交付します。また、カフェを開設するにあたって、飲食店の営業許可の基準に適合するよう、施設内の改修工事を行います。 対象者：未就学児とその保護者（あいぼーと会員登録数746人（R4.9月末時点）） 開館時間：子育てひろば開館時間 月曜日～土曜日 10:00～16:30 （新規）カフェ営業時間 月曜日～金曜日 11:00～16:30	・施設運営経費補助 ・キャッシュレス対応経費、保育士等処遇改善経費等 ・維持補修費	36,781 ⇒ 3,122 ⇒ 303 ⇒	(15,402)
6 目指すべき成果・目標	子育てひろば事業を実施する、「子育てひろば『あい・ぼーと』」にカフェを設置することで、親子がいつでも時間を気にせず集える場所を提供し、区の子育て支援の拠点を目指します。また、カフェの利用をきっかけとして、親子間の交流を一層促進するとともに、子育てに関する相談、援助等の支援を行うことで、保護者の育児不安の解消を行い、児童虐待の未然防止につなげます。	合計	55,607 ⇒	(15,402)
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	港区立子ども家庭支援センターや、みなと子育て応援プラザPockkeでは、子育てひろばにカフェを併設しています。特別区では、渋谷区や葛飾区においても子育てひろばにカフェを併設しています。	財源内訳	国庫支出金 7,701 都支出金 7,701 その他特財 一般財源 40,205	
8 基本計画・個別計画	基本計画、子ども・子育て支援事業計画	債務負担行為	令和 年 ～ 年 限度額	
9 関連する法令・条例等	こども基本法	11 実施に向けた財源確保	レベルアップ分については特定財源なし	
		12 スケジュール	令和5年4月～5月 施設内の改修工事を実施 6月～ カフェ開設	
		13 事業実施に伴う将来コスト	レベルアップ分のうちランニングコスト 12,951千円（特定財源なし）/年	
		14 事務事業評価結果		
		15 編成の考え方		

令和5年度予算要求事業概要書



所管課	子ども家庭支援部 子ども家庭支援センター
問合せ	子ども家庭サービス係 TEL:03-5962-7201

NO	47
----	----

(単位：千円)

1 事業名	子育てひろば事業	10 要求内容	要求額	⇒	予算額	(うち特財)	
2 要求区分	レベルアップ	レベルアップ分	小計	1,916	⇒		
3 事業説明文	子育てに関する世代を越えた地域住民等との相互交流や機会を拡大するため、現在月曜日から金曜日に営業している子ども家庭支援センター内の地域交流室(カフェ)を、土曜日にも営業します。	・委託料(土曜日カフェ運営経費)		1,916	⇒		
4 背景、根拠データ、区民ニーズ、現状課題等	子ども家庭支援センターは、日常的に地域住民等が利用しやすいよう多目的室の一部にカフェを設置し、世代を超えた地域住民等との相互交流や機会の場を提供しています。令和3年度の地域交流室(カフェ)開設後、多くの利用者から「食事のために帰宅する必要がないので、時間を気にせず利用できる」「子育て中でも、ゆっくり食事ができる場で助かる」などの声が寄せられています。一方で、アンケート調査を実施したところ、現在は月～金曜日に営業していますが、土曜日営業の要望を多くいただいています。	経常経費分	小計	53,661	⇒	(5,982)	
5 事業の実施手法及び内容	地域交流室(カフェ)は、隣接する親子ふれあいひろばとともに「特定非営利活動法人あいぼーとステーション」が長期継続契約で運営しています。令和5年度からの土曜日営業に向けて、必要な人員の確保を図ります。 地域交流カフェ 対象者：区内在住者及び子ども・家庭への支援を行う団体(R3延べ利用者数8,542人) 開館日時：月曜日～金曜日 11:00～17:00 ⇒(レベルアップ)月曜日～土曜日 11:00～17:00 【参考】親子ふれあいひろば 対象者：区内在住の4歳未満の子ども及びその保護者(R3年度延べ利用者数12,655人) 開館日時：月曜日～日曜日、祝日 9:00～17:00	・委託料(施設運営経費(レベルアップ分除く))		51,776	⇒	(5,982)	
		・委託料(処遇改善、キャッシュレス端末運用経費)		1,428	⇒		
		・維持補修費・備品購入費		457	⇒		
		合計		55,577	⇒	(5,982)	
		財源内訳	国庫支出金	子供子育て支援交付金(補助1/3)		2,991	
			都支出金	子ども子育て支援交付金(補助1/3)		2,991	
			その他特財				
			一般財源			49,595	
		債務負担行為	令和	年	～	年	限度額
		11 実施に向けた財源確保	レベルアップ分の特定財源なし				
		12 スケジュール	令和5年4月～ 地域交流室(カフェ)の土曜日営業開始				
		13 事業実施に伴う将来コスト	レベルアップ分 1,916千円(特定財源なし)/年				
		14 事務事業評価結果					
		15 編成の考え方					
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	みなと子育て応援プラザPokkeでは、子育てひろばにカフェを併設しています。特別区では、渋谷区や葛飾区においても子育てひろばにカフェを併設しています。						
8 基本計画・個別計画	基本計画、子ども・子育て支援事業計画						
9 関連する法令・条例等	こども基本法						

令和5年度予算要求事業概要書



所管課	子ども家庭支援部 子ども家庭支援センター
問合せ	地域連携担当 TEL:03-5962-7211

NO	48
(単位:千円)	

1 事業名	ヤングケアラー支援事業		10 要求内容	要求額	⇒	予算額	(うち特財)
2 要求区分	新規事業		1 ヤングケアラーについての意識啓発				
3 事業説明文	ヤングケアラーを早期発見し必要な支援につなげるため、令和4年度に実施したヤングケアラー実態調査の結果を踏まえ、ヤングケアラー・コーディネーターの配置及び支援体制の協議等を行う検討委員会の立ち上げにより、関係機関や民間団体等との連携を強化するとともに、区民向けの周知によりヤングケアラーへの意識向上を図ります。		・啓発リーフレット、啓発動画等作成	2,959	⇒	(1,972)	
4 背景、根拠データ、区民ニーズ、現状課題等	令和4年度に、区立小学校に通う全児童、区内在住の中学生及び高校生世代の子ども、高齢者・障害者・子育て家庭の支援に関わる事業所を対象に、ヤングケアラー実態調査を実施しました。その結果、ヤングケアラーと思われる子どもが、区が調査実施前に把握していたヤングケアラーの人数より多いことや、72.8%の事業所がヤングケアラーを意識した対応を行っていないことが明らかになり、行政による支援の強化や意識啓発が必要です。		・区民向けセミナーの開催	372	⇒	(248)	
5 事業の実施手法及び内容	1 ヤングケアラーについての意識啓発 内容：①児童・生徒向け啓発リーフレット配付（学校を通じて配付） ②保護者等区民向け啓発リーフレット配付（学校、介護事業所等を通じて配付） ③啓発動画の作成（デジタルサイネージやホームページ等による発信） ④区民向けセミナーの開催 2 ヤングケアラー支援体制の構築 内容：①ヤングケアラー・コーディネーターの配置（会計年度任用職員） ②検討委員会の立ち上げ及びヤングケアラー発見の着眼点や支援のつなぎ方をまとめたヤングケアラー支援マニュアルの作成 ③研修動画の作成及び支援者向け研修会の実施		2 ヤングケアラー支援体制の構築	10,419	⇒	(6,946)	
6 目指すべき成果・目標	支援が必要なヤングケアラーと思われる子どもとその家庭を早期に発見し適切な支援につなげることができるように、ヤングケアラー発見の着眼点や支援のつなぎ方をまとめたヤングケアラー支援マニュアルを効果的に活用していくなど、福祉、介護、医療、教育等関係機関と連携した支援体制を整えます。		・ヤングケアラー・コーディネーターの配置	600	⇒		
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	国：令和2年度及び令和3年度に実態調査を実施 江戸川区：令和4年度、区立中学校の全生徒を対象として、啓発動画を視聴後、個人面談を実施。必要に応じて区児童相談所のヤングケアラーコーディネーターと連携した支援を実施。		・検討委員会運営等	1,452	⇒	(968)	
8 基本計画・個別計画	基本計画、子ども・子育て支援事業計画		・ヤングケアラー支援マニュアルの印刷	2,173	⇒	(1,448)	
9 関連する法令・条例等	児童福祉法、こども基本法		・支援者向け研修				
			合計	17,975	⇒	(11,582)	
			財源内訳	国庫支出金	児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金(2/3) 子ども・子育て支援交付金(1/3)	9,988	
				都支出金	子供・子育て支援交付金(1/3)	1,594	
				その他特財			
				一般財源		6,393	
			債務負担行為	令和 年 ~ 年	限度額		
			11 実施に向けた財源確保	国庫支出金及び都支出金を活用			
			12 スケジュール	令和5年4月 ヤングケアラー・コーディネーターの配置 5月 検討委員会立ち上げ			
			13 事業実施に伴う将来コスト	16,523千円（うち、特財10,614千円）／年			
			14 事務事業評価結果				
			15 編成の考え方				

令和5年度予算要求事業概要書

所管課	子ども家庭支援部 子ども家庭課	NO	49
問合せ	子ども給付係 TEL:03-3578-2433	(単位:千円)	



1 事業名	子ども医療費助成	10 要求内容	要求額 ⇒	予算額 (うち特財)
2 要求区分	レベルアップ	レベルアップ分	小計 158,629 ⇒	(71,382)
3 事業説明文	高校生世代の保健の向上と健全な育成を図るため、現行実施している小・中学生までの全額の医療費助成を、高校生まで拡大します。 (助成内容:通院費・通院費の自己負担金200円・入院費・食事療養費)	・高校生医療費負担金	154,750 ⇒	(69,637)
		・事務委託手数料等	3,879 ⇒	(1,745)
4 背景、根拠データ、区民ニーズ、現状課題等	区は、平成5年1月から0歳から3歳未満まで医療費無償を開始し、平成8年4月からは、就学前までの児童を対象に、さらに、平成17年4月からは、小・中学生を対象に全額を無償とする医療費助成を実施してきています。	経常経費分	小計 1,284,193 ⇒	
		・子ども医療費助成負担金	1,237,108 ⇒	
		・事務委託手数料等	45,703 ⇒	
		・印刷製本費等	1,382 ⇒	
5 事業の実手法及び内容	【対象者】 高校生世代(約5,000人) 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、就職・婚姻等により高校に就学していない人を含みます。 【実施時期】 令和5年4月1日 【実施回数】 通年 【実施手法】 対象者に医療証を発行することによる現物支給 都外での診療については申請による現金支給	合計	1,442,822 ⇒	(71,382)
		財源内訳	国庫支出金	
			都支出金	東京都高校生医療費助成補助 71,382
			その他特財	
			一般財源	1,371,440
		債務負担行為	令和 年 ~ 年	限度額
6 目指すべき成果・目標	子育て支援策の一環として中学生まで所得制限を設けずに医療費を助成してきたことから、高校生においても必要な治療が金銭面での負担がなく受診できるものとします。	11 実施に向けた財源確保	東京都高校生医療費助成補助(補助率10/10)を活用	
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	東京都は、令和4年度に区市町村のシステム改修経費の補助のほか、所得制限等を設けたうえで、令和5年度から3年間について都の負担割合を10分の10とし、以降、都1/2、区市町村1/2とすることを示しています。	12 スケジュール	令和5年4月 事業開始	
8 基本計画・個別計画	基本計画	13 事業実施に伴う将来コスト	レベルアップ分158,629千円(うち特財71,382千円)/年	
9 関連する法令・条例等	港区子ども医療費助成条例	14 事務事業評価結果		
		15 編成の考え方		

令和5年度予算要求事業概要書



所管課	学校教育部教育指導担当	NO	50
問合せ	教育支援係 TEL:03-5422-1541	(単位：千円)	

1 事業名	心の教育相談・不登校対策事業		10 要求内容	要求額 ⇒	予算額 (うち特財)
2 要求区分	レベルアップ		レベルアップ分	小計 24,896 ⇒	(24,896)
3 事業説明文	<p>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、児童・生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言及び援助、問題を抱える児童・生徒（以下、関係児童・生徒）が置かれた環境の改善に向けた働きかけを行います。</p>		・スクールソーシャルワーク実施経費（レベルアップ分）	24,896 ⇒	(24,896)
4 背景、根拠データ、区民ニーズ、現状課題等	<p>現在、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子供の貧困、ヤングケアラー、児童虐待等、児童生徒の状況に背景には、児童生徒の心の問題とともに、地域や家庭など児童生徒の置かれている環境の問題が複雑に絡み合っています。そのため、スクールカウンセリングを通して家庭の状況を要因とする子どもが抱える課題を早期に発見し、スクールソーシャルワーカーが教育と福祉の両面から関係機関と連携して解決に導く体制を一層強化する必要があります。</p>		経常経費分	小計 36,063 ⇒	(1,250)
5 事業の実施手法及び内容	<p>【スクールソーシャルワーカー】 対象：すべての区立小中学校（小学校19校、中学校10校 計29校） 実施回数：①各学校に週1回3時間以上配置（レベルアップ分） ②派遣を希望する児童・生徒に随時（現行） 実施手法：業務委託</p>		・スクールソーシャルワーク実施経費（現行分）	2,500 ⇒	(1,250)
			・スクールカウンセリング実施経費	33,563 ⇒	
			合計	60,959 ⇒	(26,146)
	財源内訳	国庫支出金			
		都支出金	スクールソーシャルワーカー活用事業補助金		26,146
		その他特財			
		一般財源			34,813
	債務負担行為	令和 年 ~ 年	限度額		
6 目指すべき成果・目標	<p>スクールソーシャルワーカーを各学校に配置することで、これまで以上に子どもたちの抱える課題に早期に気づき、関係機関と連携して早期解決に導くことができます。</p>		11 実施に向けた財源確保	レベルアップ分は10/10補助（都）	
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	<p>東京都教育委員会では、令和7年度から全ての小・中学校に、福祉の専門性の高い人材を週1回3時間以上配置できる規模を目指しており、そのために区市町村への支援を強化するとしています。</p>		12 スケジュール	令和5年4月 業務開始	
8 基本計画・個別計画	<p>学校教育推進計画 基本目標2（4）</p>		13 事業実施に伴う将来コスト	レベルアップ分 24,896千円（うち特定財源24,896千円）/年	
9 関連する法令・条例等	<p>児童福祉法、港区立小中学校スクールソーシャルワーカー派遣事業実施要項</p>		14 事務事業評価結果		
			15 編成の考え方		

令和5年度予算要求事業概要書



所管課	学校教育部教育指導担当	NO	51
問合せ	教育支援係 TEL:03-5422-1541	(単位：千円)	

1 事業名	学校2020レガシーの推進	10 要求内容	要求額	⇒	予算額	(うち特財)
2 要求区分	新規事業	・レガシーに関する講演・体験活動の講師謝礼	10,250	⇒		
3 事業説明文	「学校2020レガシー」として位置付けた教育活動を一層推進するため、幼稚園、小・中学校で幼児・児童・生徒が楽しく運動に慣れ親しむ活動及びオリンピック・パラリンピック教育として取り組んだ教育活動を継続する事業を行います。	(41校園×25万円)				
4 背景、根拠データ、区民ニーズ、現状課題等	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、オリンピック・パラリンピック教育をすべての教育活動を通して行い、大会以降も各校園の特色ある取組を「学校2020レガシー」として教育課程に位置付けていることから、より一層のレガシー教育を推進していく必要があります。					
5 事業の実施手法及び内容	<p>対 象：41校園（幼稚園12園、小学校19校、中学校10校）</p> <p>実施方法：各校園の計画に基づき、予算配当をして実施</p> <p>手 法：アスリートとの交流をするために発生する外部講師への諸謝金（報償費）</p> <p>講 師 例：①コーチディネーショントレーニング（JACOT）50千円/回 （年3回以上実施し、効果を高める必要あり） ②ブラインドサッカー（日本ブラインドサッカー協会）100千円/回 （講師講演、体験教室実施の場合）</p>		合計	10,250	⇒	
		財源内訳	国庫支出金			
			都支出金			
			その他特財			
			一般財源			
		債務負担行為	令和	年	～	年
			限度額			
6 目指すべき成果・目標	オリンピック・パラリンピアン等のトップアスリートから実技を学ぶほか、その生き方や夢に向かって努力する姿勢を学ぶことで、幼児・児童・生徒が未来を切り開き、生き抜く力を身に付けることができます。また、各学校がこれまで築き上げてきた取組を、長く続いていく特色ある教育活動として位置付けることができます。	11 実施に向けた財源確保	特定財源なし			
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	平成28年度から令和3年度まで、東京都教育委員会でオリンピック・パラリンピック教育を実施していました。また、江東区で同事業の実施を行っています。	12 スケジュール	令和5年4月	学校からのレガシー推進事業計画書の提出		
8 基本計画・個別計画	学校教育推進計画		5月	各校への計画に基づいた金額を配当		
9 関連する法令・条例等	スポーツ基本法	13 事業実施に伴う将来コスト	5月	各校でレガシー推進事業を実施		
				10,250千円/年		
		14 事務事業評価結果				
		15 編成の考え方				

令和5年度予算要求事業概要書

所管課	教育推進部 教育長室
問合せ	教育推進担当 TEL:03-3578-2721

NO 52

(単位：千円)

1 事業名	私立学校等連携推進事業	10 要求内容	要求額	⇒	予算額 (うち特財)
2 要求区分	レベルアップ	レベルアップ分	小計	3,500	⇒
3 事業説明文	港区で学ぶすべての子どもたちの学校生活を更に充実したものとするため、公私立高等学校向けの探求型学習の活動成果発表会や公私立小中学校合同のMINATOリズムダンスフェスタを開催します。	①探求型学習発表会運営経費	500	⇒	
		②MINATORリズムダンスフェスタ	3,000	⇒	
4 背景、根拠データ、区民ニーズ、現状課題等	区内の私立学校（小・中・高等学校27/28校）と意見交換をしたところ、学校段階ごとに固有の課題やニーズを確認することができました。私立高等学校からは探求型学習等の成果披露の場がないことについて、意見・要望がありました。				
5 事業の実手法及び内容	<p>①【高等学校】 探求型学習等の活動成果発表会の開催 区内の公私立高等学校が参加できる探求型学習（自らが課題を設定し、解決に向けて情報を収集分析する学習）等の成果発表会を開催することで、日々の活動を目的をもったものとするとともに、公私立高等学校間で活動を共有し刺激しあいます。また、区内の大学の先生をお招きし講評いただくことで、より重層的な学校間での交流につなげるとともに、その結果を区立中学校の生徒にも共有することで、公私立高等学校の取組を知る機会を創出します。</p> <p>②【小・中学校】 公私立小中学校合同のMINATORリズムダンスフェスタ 区立小中学校合同で実施しているダンスフェスタについて、区立中学校及び私立小・中学校合同で開催することで、異年齢交流及び私立学校と連携・交流を図ります。また、運動する機会を創出することで、コロナ禍で減少した体力の向上を目指します。 対象：区立小・中学校、私立小・中学校（各学校からの手上げ制）</p>		合計	3,500	⇒
		財源内訳	国庫支出金		
			都支出金		
			その他特財		
			一般財源		3,500
		債務負担行為	令和 年 ~ 年	限度額	
6 目指すべき成果・目標	参加率60%を目標とします。 (半数以上の学校の参加を目指します。)	11 実施に向けた財源確保	令和4年度まで実施している不登校となっている生徒の保護者向け講演会については、同様の内容を港区社会福祉協議会にて実施していることから、歳出予算を削減します。		
		12 スケジュール	年1回開催		
		13 事業実施に伴う将来コスト	3,500千円/年		
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	校舎の改修やICT化、理科教育の推進等については東京都私学財団が実施しています。	14 事務事業評価結果			
		15 編成の考え方			
8 基本計画・個別計画	港区学校教育推進計画、幼児教育振興アクションプログラム				
9 関連する法令・条例等	なし				

令和5年度予算要求事業概要書



所管課	教育推進部 教育長室
問合せ	教育推進担当 TEL:03-3578-2721

NO	53
----	----

(単位：千円)

1 事業名	私立幼稚園連合会補助金	10 要求内容	要求額 ⇒	予算額 (うち特財)													
2 要求区分	レベルアップ	レベルアップ分	小計 4,814 ⇒														
3 事業説明文	港区で学ぶすべての子どもたちの園生活を更に充実したものとするため、私立幼稚園における園庭開放に関する支援をします。	<ul style="list-style-type: none"> ①園庭開放員配置補助 504 ⇒ ①遊具点検経費 94 ⇒ ①遊具修繕費用 226 ⇒ ②保育補助員配置補助 3,990 ⇒ 															
4 背景、根拠データ、区民ニーズ、現状課題等	区内の全私立幼稚園と意見交換をしたところ、固有の課題やニーズを確認することができませんでした。各私立幼稚園からは園庭開放の実施や特別な支援を必要とする幼児への支援について、意見がありました。	経常経費分 小計 12,089 ⇒ ・連合会補助金（小規模園補助など） 12,089 ⇒															
5 事業の実施手法及び内容	①園庭開放の推進に関する支援 各私立幼稚園に対し、園庭開放に係る一部経費を補助することで園庭開放を促し、地域の子どもの遊び場を確保につなげます。 ・園庭開放員の配置経費の1/2を補助 ・園庭の安全対策支援（遊具点検の経費を全額補助、修繕費用を1/2補助） ・園庭開放園の情報を区ホームページに掲載 ②特別な支援を必要とする幼児に関する支援の拡充 ・保育補助員の配置経費の1/3を補助	合計 16,903 ⇒ <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td></td> <td>16,903</td> </tr> </table>	財源内訳	国庫支出金			都支出金			その他特財			一般財源		16,903		
財源内訳	国庫支出金																
	都支出金																
	その他特財																
	一般財源		16,903														
6 目指すべき成果・目標	各私立幼稚園の自由な活動を推進します。	11 実施に向けた財源確保	令和 年 ~ 年 限度額	特定財源なし													
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	園舎の改修やICT化等については東京都私学財団が実施しています。	12 スケジュール	令和5年4月 事業開始														
8 基本計画・個別計画	港区学校教育推進計画、幼児教育振興アクションプログラム	13 事業実施に伴う将来コスト	レベルアップ分 4,814千円/年														
9 関連する法令・条例等	なし	14 事務事業評価結果															
		15 編成の考え方															

令和5年度予算要求事業概要書



所管課	学校教育部 学務課
問合せ	学校運営支援係 TEL:03-3578-2731

NO 54

(単位：千円)

1 事業名	小学校就学援助	10 要求内容	要求額 ⇒	予算額 (うち特財)
2 要求区分	レベルアップ	レベルアップ分	小計 1,518 ⇒	
3 事業説明文	経済的な理由により、就学困難と認められる児童の保護者に対して、学用品費・給食費等の援助をします。	・扶助費	1,412 ⇒	
		・印刷製本費	79 ⇒	
		・その他役務費	27 ⇒	
4 背景、根拠データ、区民ニーズ、現状課題等	背景：現状、就学援助対象は港区在住で国公立の小学校に在学する児童又は国公立小学校就学予定者の保護者としています。 課題：経済的に就学困難と認められる児童は国公立だけとは限らず、私立学校在籍者にも義務教育の円滑な実施に寄与するため、援助制度が必要となっています。また、区議会からも公私立の差の解消を求められています。	経常経費分	小計 90,074 ⇒	
		・扶助費	88,748 ⇒	
		・印刷製本費	1,326 ⇒	
5 事業の実施手法及び内容	対象者：港区在住で私立小学校に在学する児童又は私立小学校の就学予定者の保護者で、次に該当する人 ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者 ・教育委員会が別に定める基準に基づき、要保護者に準ずる程度に困窮していると認める準要保護者	合計	91,592 ⇒	
		財源内訳		
		国庫支出金		
		都支出金		
		その他特財		
		一般財源		91,592
		債務負担行為	令和 年 ~ 年	限度額
6 目指すべき成果・目標	公私立を問わず経済的な理由により、就学困難と認められる児童の保護者に対して、学用品費・給食費等の援助をすることにより、義務教育の円滑な実施に寄与します。	11 実施に向けた財源確保	特定財源なし	
		12 スケジュール	令和5年4月事業開始	
		13 事業実施に伴う将来コスト	私立対象者拡大で認定者が現在よりも増加するため、扶助費や印刷製本費等にコストが発生します。	
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	国・都：就学援助の対象範囲について、国と都は明確な指標は定めておらず、自治体判断としています。ただし文科省から国・私立に通う児童にも就学援助支給について配慮するように通知が来ています。 特別区：23区中6区が私立学校在籍者も就学援助の対象としています。	14 事務事業評価結果		
8 基本計画・個別計画	なし	15 編成の考え方		
9 関連する法令・条例等	教育基本法、学校教育法、港区就学援助実施要綱			

令和5年度予算要求事業概要書



所管課	学校教育部 学務課	NO	55
問合せ	学校運営支援係 TEL:03-3578-2731	(単位：千円)	

1 事業名	中学校就学援助	10 要求内容	要求額 ⇒	予算額 (うち特財)
2 要求区分	レベルアップ	レベルアップ分	小計 13,797 ⇒	(36)
3 事業説明文	経済的な理由により、就学困難と認められる生徒の保護者に対して、学用品費・給食費等の援助をします。	・扶助費	13,667 ⇒	(36)
		・印刷製本費	130 ⇒	
4 背景、根拠データ、区民ニーズ、現状課題等	背景：現状、就学援助対象は港区在住で国公立の中学校に在学する生徒としています。 課題：経済的に就学困難と認められる生徒は国公立だけとは限らず、私立学校在籍者にも義務教育の円滑な実施に寄与するため、援助制度が必要となっています。また、区議会からも公私立の差の解消を求められています。	経常経費分	小計 87,159 ⇒	(249)
5 事業の実施手法及び内容	対象者：港区在住で私立中学校に在学する生徒の保護者で、次に該当する人 ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者 ・教育委員会が別に定める基準に基づき、要保護者に準ずる程度に困窮していると認める準要保護者	・扶助費	86,907 ⇒	(249)
		・印刷製本費	252 ⇒	
		合計	100,956 ⇒	(285)
		財源内訳		
		国庫支出金	要保護児童生徒援助費補助金	231
		都支出金		
		その他特財	就学援助過年度分返還金	54
		一般財源		100,671
		債務負担行為	令和 年 ~ 年 限度額	
		11 実施に向けた財源確保	要保護児童生徒援助費補助金を活用	
6 目指すべき成果・目標	公私立を問わず経済的な理由により、就学困難と認められる生徒の保護者に対して、学用品費・給食費等の援助をすることにより、義務教育の円滑な実施に寄与します。	12 スケジュール	令和5年4月事業開始	
		13 事業実施に伴う将来コスト	私立対象者拡大で認定者が現在よりも増加するため、扶助費や印刷製本費等にコストが発生します。	
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	国・都：就学援助の対象範囲について、国と都は明確な指標は定めておらず、自治体判断としています。ただし文科省から国・私立に通う生徒にも就学援助支給について配慮するように通知が来ています。 特別区：23区中6区が私立学校在籍者も就学援助の対象としています。	14 事務事業評価結果		
		15 編成の考え方		
8 基本計画・個別計画	なし			
9 関連する法令・条例等	教育基本法、学校教育法、港区就学援助実施要綱			

令和5年度予算要求事業概要書



所管課	学校教育部 学務課	NO	56
問合せ	学校運営支援係 TEL:03-3578-2773	(単位：千円)	

1 事業名	小学校特別支援学級就学奨励費	10 要求内容	要求額	⇒	予算額 (うち特財)
2 要求区分	レベルアップ	レベルアップ分	小計	489 ⇒	(9)
3 事業説明文	特別支援学級に就学する児童の保護者の負担能力の程度に応じ、給食費・学用品費・通学費等の援助をします。	・扶助費		489 ⇒	(9)
4 背景、根拠データ、区民ニーズ、現状課題等	背景：現状、対象者は、港区在住で、公立小学校の特別支援学級に就学又は、通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童の保護者です。 課題：経済的な負担を認められる児童は、公立小学校だけとは限らず、私立小学校在籍者にも義務教育の円滑な実施に寄与するため、児童の保護者の経済的負担を軽減する制度が必要となっています。	経常経費分	小計	1,370 ⇒	(169)
5 事業の実施手法及び内容	対象者：港区在住で、私立小学校の特別支援学級に就学又は、通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童の保護者です。負担能力の程度に応じ、第1区分、第2区分又は第3区分に認定し、認定区分に応じた支給費目を支給します。通級指導学級通級者については、通級認定とし、通学費を支給します。	・扶助費		1,370 ⇒	(169)
		合計		1,859 ⇒	(178)
		財源内訳	国庫支出金	特別支援教育就学奨励費補助金	178
			都支出金		
			その他特財		
			一般財源		1,681
		債務負担行為	令和 年 ~ 年	限度額	
6 目指すべき成果・目標	特別支援学級に就学する児童の保護者の負担能力の程度に応じ、給食費・学用品費・通学費等の援助をすることにより、特別支援教育の普及・奨励を図ります。	11 実施に向けた財源確保	特別支援教育就学奨励費補助金を活用		
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	都通知の需要額算定要領では、公私立を需要額測定の対象としています。	12 スケジュール	令和5年4月事業開始		
8 基本計画・個別計画	なし	13 事業実施に伴う将来コスト	私立対象者拡大で認定者が現在よりも増加するため、扶助費にコストが発生します。		
9 関連する法令・条例等	教育基本法、学校教育法、特別支援学校への就学奨励に関する法律、港区特別支援学級就学奨励費支給要綱	14 事務事業評価結果			
		15 編成の考え方			

令和5年度予算要求事業概要書



所管課	学校教育部 学務課
問合せ	学校運営支援係 TEL:03-3578-2773

NO 57

(単位：千円)

1 事業名	中学校特別支援学級就学奨励費	10 要求内容	要求額	⇒	予算額	(うち特財)
2 要求区分	レベルアップ	レベルアップ分	小計	321	⇒	(10)
3 事業説明文	特別支援学級に就学する生徒の保護者の負担能力の程度に応じ、給食費・学用品費・通学費等の援助をします。	・扶助費		321	⇒	(10)
4 背景、根拠データ、区民ニーズ、現状課題等	背景：現状、対象者は、港区在住で、公立中学校の特別支援学級に就学又は、通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する生徒の保護者です。 課題：経済的な負担を認められる生徒は、公立中学校だけとは限らず、私立中学校在籍者にも義務教育の円滑な実施に寄与するため、生徒の保護者の経済的負担を軽減する制度が必要となっています。	経常経費分	小計	2,870	⇒	(339)
5 事業の実施手法及び内容	対象者：港区在住で、私立中学校の特別支援学級に就学又は、通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する生徒の保護者です。負担能力の程度に応じ、第1区分、第2区分又は第3区分に認定し、認定区分に応じた支給費目を支給します。通級指導学級通級者については、通級認定とし、通学費を支給します。	・扶助費		2,870	⇒	(339)
		合計		3,191	⇒	(349)
		財源内訳	国庫支出金	特別支援教育就学奨励費補助金		349
			都支出金			
			その他特財			
			一般財源			2,842
		債務負担行為	令和	年	～	年
		限度額				
6 目指すべき成果・目標	特別支援学級に就学する生徒の保護者の負担能力の程度に応じ、給食費・学用品費・通学費等の援助をすることにより、特別支援教育の普及・奨励を図ります。	11 実施に向けた財源確保	特別支援教育就学奨励費補助金を活用			
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	都通知の需要額算定要領では、公私立を需要額測定の対象としています。	12 スケジュール	令和5年4月事業開始			
8 基本計画・個別計画	なし	13 事業実施に伴う将来コスト	私立対象者拡大で認定者が現在よりも増加するため、扶助費にコストが発生します。			
9 関連する法令・条例等	教育基本法、学校教育法、特別支援学校への就学奨励に関する法律、港区特別支援学級就学奨励費支給要綱	14 事務事業評価結果				
		15 編成の考え方				

令和5年度予算要求事業概要書



所管課	学校教育部 教育人事企画課
問合せ	教育人事担当 TEL:03-3578-2756

NO 58

(単位：千円)

1 事業名	2 要求区分	3 事業説明文	4 背景、根拠データ、区民ニーズ、現状課題等	5 事業の実施手法及び内容	6 目指すべき成果・目標	7 国・都・特別区等の動向や取組状況	8 基本計画・個別計画	9 関連する法令・条例等	10 要求内容	要求額	⇒	予算額 (うち特財)
小学校教科担任制の導入	レベルアップ	小学校高学年の教科担任制の実施に向けて区独自のモデル校で導入している教科担任制の講師配置を拡充することにより、教科指導の専門性を生かして授業全体の質の向上を図るほか、教員の働き方改革を推進します。	国は、令和3年、義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方の考え方を明らかにし、教員の働き方改革を進めることを念頭に、段階的に小学校高学年における教科担任制を推進する方針を打ち出しました。区では、当該方針も踏まえ、国から教員定数加配の見通しも示されていないことから、独自に令和4年度、小学校教科担任制をモデル校4校で先行導入しました。その他、働き方改革のために、部活動指導員やスクールサポートスタッフを導入しており、教員が子どもと向き合う時間を確保することに繋がっています。	実施場所：令和4年度のモデル校4校に加えて、区立全小学校で実施、計19校 対象者：小学校高学年児童 実施時期：令和5年4月～令和6年3月 実施手法：全小学校19校に区費の会計年度任用講師1名を任用（配置）し、児童数や担任の教科指導の専門性の実情に応じて、区独自の教科担任制を実施します。 (1) 外国語、理科、体育などの一部の教科について、会計年度任用講師を活用する特定教科担任制を実施します。 (2) 学級担任を固定せずに同一学年の担任複数人と会計年度任用講師が学年全体の児童を担任し、担当教科を分担して教科担任制を実施する学年担任制を実施します。	教科指導の専門性をもった教員が多様な教材を活用して、より熟練した指導を行うことが可能となり、授業の質の向上が見込まれます。 また、教員の持ち授業数の軽減や授業準備の効率化により、学校の教育活動の充実や教員の負担軽減を図ることができます。	国：令和4年度以降、段階的に小学校高学年における教科担任制を推進	港区学校教育推進計画 基本目標1 施策(2) 確かな学力の育成	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	レベルアップ分	小計	85,668 ⇒	
									・報酬（新規15校分）		59,612 ⇒	
									・期末手当		12,419 ⇒	
									・共済費、旅費		13,637 ⇒	
									経常経費分	小計	16,169 ⇒	
									・報酬（継続4校分）		11,253 ⇒	
									・期末手当		2,211 ⇒	
									・共済費、旅費		2,705 ⇒	
									合計		101,837 ⇒	
									財源内訳	国庫支出金		
										都支出金		
										その他特財		
										一般財源		101,837
									債務負担行為	令和 年 ~ 年	限度額	
									11 実施に向けた財源確保		特定財源なし	
									12 スケジュール		令和5年4月 事業開始	
									13 事業実施に伴う将来コスト		レベルアップ分 67,986千円/年	
									14 事務事業評価結果			
									15 編成の考え方			

令和5年度予算要求事業概要書



所管課	学校教育部 教育人事企画課	NO	59
問合せ	教育人事担当 TEL:03-3578-2756	(単位：千円)	

1 事業名	学校非常勤講師	10 要求内容	要求額	⇒	予算額 (うち特財)
2 要求区分	レベルアップ	レベルアップ分	小計	36,184	⇒ (3,032)
3 事業説明文	新たに港区独自の特別支援教室の巡回指導を行う講師や、学級の荒れなどが起きないように児童・生徒の心に寄り添った対応をすることで学級運営を支援する講師を会計年度任用講師として任用します。また、区立幼稚園の子育てサポート保育の時間延長及び夏季等休業期間中の一時預かり事業の新規実施に伴い、会計年度任用講師の任用を拡充します。	・特別支援教室巡回指導講師 ・学級運営支援講師 ・幼稚園時間延長及び夏季等預かり事業	10,731 20,904 4,549	⇒ ⇒ ⇒	(3,032)
4 背景、根拠データ、区民ニーズ、現状課題等	区では、平成28年度の特別支援教室導入以降、利用児童数が増加し、巡回指導教員1人あたりの担当児童数が多くなり、利用児童の指導時間の確保が課題となっています。また、ここ数年、小学校を中心に学級の荒れが見られた際に、管理職や指導主事が対応に入るケースが多くなり、学校運営に支障をきたす事態も生まれています。幼稚園では、共働き世帯の増加等に伴い園児数が減少しており、保護者アンケート等から、預かり時間の延長や長期休業期間中の預かりに対するニーズが見込まれています。	経常経費分	小計	517,765	⇒ (12,133)
5 事業の実施手法及び内容	1 区独自の特別支援教室巡回指導講師の配置 実施場所：小学校特別支援教室拠点校3校（教員1人当たりの指導児童数が多い学校） 実施手法：区費の会計年度任用講師を特別支援教室の巡回指導講師として配置 2 学級運営支援講師の配置 実施場所：原則教育センター勤務とし、学級運営に困難を抱える学校に巡回指導 実施手法：学級の荒れを未然防止するために支援が必要な学校に学級運営支援講師配置 3 幼稚園子育てサポート保育の時間延長及び夏季等休業期間中の預かり事業 (1) 子育てサポート保育の時間延長 延長時間：全園で17時までに30分延長 従事職員：会計年度任用講師の任用時間延長 (2) 夏季等休業期間中の一時預かり事業 場所：区立幼稚園1園予定 期間：閉園期間を除く長期休業期間（年25日間想定） 実施時間：午前9時～午後3時 従事職員：会計年度任用講師2名	・報酬 ・期末手当 ・共済費、旅費	389,971 77,823 49,971	⇒ ⇒ ⇒	(12,133)
6 目指すべき成果・目標	特別支援教室の利用児童が、必要な指導時間分の充実した指導が受けられるようにします。さらに、巡回指導教員の休職発生の場合、安定的に特別支援教室で指導できるようにします。また、教員の指導力不足等による学級の荒れにより学級運営が困難に陥るのを未然防止し、学校が地域に信頼され子どもたちに確かな学力を育成していくことができるようにします。さらに、園の子育てサポート保育を拡充し、保護者ニーズに応え、園児数増加につなげます。	合計	553,949	⇒	(15,165)
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	(1) 特別支援教室 区：中央区にて区独自の特別支援教室指導講師を配置 (3) 区立幼稚園の預かり保育 区：10区で平日17時以降までの預かり保育、11区で長期休業期間中の預かり保育実施	財源内訳	国庫支出金 都支出金 その他特財 一般財源	子ども・子育て交付金 子供・子育て交付金 子育てサポート保育料	4,512 4,512 6,141 538,784
8 基本計画・個別計画	学校教育推進計画 基本目標1施策(2)、施策(4)、基本目標2施策(2)	債務負担行為	令和 年 ~ 年	限度額	
9 関連する法令・条例等	東京都教育委員会「特別支援教室の運営ガイドライン」(令和3年3月)	11 実施に向けた財源確保	(3) 区立幼稚園の預かり保育 平日の預かり時間を17時まで延長することで、子ども・子育て支援交付金の対象となります。(基準額の1/3国、1/3都が補助)。		
		12 スケジュール	令和5年4月 事業開始		
		13 事業実施に伴う将来コスト	レベルアップ分 32,412千円(うち特財518千円) / 年		
		14 事務事業評価結果			
		15 編成の考え方			

令和5年度予算要求事業概要書



所管課	学校教育部教育指導担当	NO	60
問合せ	指導主事・教育支援係	TEL:03-5422-1541	

(単位：千円)

1 事業名	学校図書館運営事業	10 要求内容	要求額 ⇒	予算額 (うち特財)
2 要求区分	レベルアップ	レベルアップ分	小計 56,097 ⇒	
3 事業説明文	現在配置している学校図書館スタッフの配置日数の拡充を図ることで、児童・生徒の豊かな学習活動を支援する「学習センター機能」の充実を図ります。さらに、電子書籍を導入することで、区のGIGAスクール構想の一層の推進と、児童・生徒の自主的・自発的な読書活動を推進させ、読む力を育てる「読書センター機能」の充実を図ります。	・図書館運営経費（レベルアップ分）	54,461 ⇒	
		・電子書籍使用料	1,636 ⇒	
4 背景、根拠データ、区民ニーズ、現状課題等	令和3年度に、学校司書の配置日数を拡充したことで学校図書館の利活用がより一層進んでおり、貸出冊数や授業利用回数が増加しています。しかし、現状のスタッフ配置では貸出作業等の環境整備業務に支障が出ています。そのため、学校図書館スタッフを週5日配置し、学校司書が授業支援を一層充実することで、環境整備等の安定的な運用を担保する必要があります。また、電子書籍は、学校図書館の在り方検討委員会で、タブレット端末を活用した電子書籍の導入による効果の検証をする必要があるとの意見があります。	経常経費分	小計 61,442 ⇒	
		・図書館運営経費（経常分）	61,224 ⇒	
		・その他経費	218 ⇒	
5 事業の実手法及び内容		合計	117,539 ⇒	
①学校図書館スタッフの配置日数の拡充 対象 区立小中学校29校 対象時期 令和5年度から 内容 すべての学校図書館の学校図書館スタッフを週2日から週5日に拡充し、学校司書と学校図書館支援員が2名体制で勤務する日を週2日設けます。		財源内訳		
		国庫支出金		
		都支出金		
		その他特財		
		一般財源		117,539
②電子書籍のモデル校の設置 対象 区立小学校1校、区立中学校1校 対象学年 小学校5・6年生、中学校1・2・3年生 対象時期 令和5年度から 内容 モデル校として有償の電子書籍サービスを導入します。 (約2,700冊閲覧可能)		債務負担行為	令和 年 ~ 年 限度額	
6 目指すべき成果・目標	週5日で図書館支援員を配置することで、学校図書館の環境整備を担保しつつ、学校司書が十分に授業支援ができる体制を構築します。 また、電子書籍の導入により良い結果が得られれば、新たな読書機会を創出し、読書活動を一層推進することができます。	11 実施に向けた財源確保	特定財源なし	
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	世田谷区では平成28年度に学校図書館業務改善の取組を掲げ、学校図書館司書業務等を業務委託化しており、令和2年度からすべての小中学校において、週5日間並びに土曜授業日のスタッフ配置を行っています。	12 スケジュール	令和5年1月 運営業務委託、電子書籍契約手続き 令和5年4月 運営業務委託開始、電子書籍のモデル校への導入開始	
8 基本計画・個別計画	港区学校教育推進計画1(2)確かな学力の育成 ③学校図書館の充実	13 事業実施に伴う将来コスト	レベルアップ分 56,097千円/年	
9 関連する法令・条例等	学校教育法、学校図書館法、子どもの読書活動の推進に関する法律、文字・活字文化振興法	14 事務事業評価結果		
		15 編成の考え方		

令和5年度予算要求事業概要書



所管課	学校教育部教育指導担当	NO	61
問合せ	指導主事・教育支援係	TEL:03-5422-1541	

(単位：千円)

1 事業名	2 要求区分	3 事業説明文	4 背景、根拠データ、区民ニーズ、現状課題等	5 事業の実施手法及び内容	6 目指すべき成果・目標	7 国・都・特別区等の動向や取組状況	8 基本計画・個別計画	9 関連する法令・条例等	10 要求内容	要求額 ⇒	予算額 (うち特財)
1 事業名	2 要求区分	3 事業説明文	4 背景、根拠データ、区民ニーズ、現状課題等	5 事業の実施手法及び内容	6 目指すべき成果・目標	7 国・都・特別区等の動向や取組状況	8 基本計画・個別計画	9 関連する法令・条例等	10 要求内容	要求額 ⇒	予算額 (うち特財)
		「学校2020レガシー」を継承していくため、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場でもあった国立競技場で連合運動会・連合体育大会を実施します。	区では、児童・生徒の健全なスポーツ精神を養い、体育の振興を図るとともに、港区学校教育の指導目標の具現化に努めるため昭和39年度から連合運動会、連合体育大会を実施しています。小学校6年生及び中学校2年生全員が一堂に会し運動を楽しむことはできていますが、各幼稚園、小・中学校では、東京2020大会時にオリンピック・パラリンピック教育を展開してきており、それを学校2020レガシーとして継承していくことが求められています。	未来を担う子どもたちに「学校2020レガシー」の充実を図るため、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場でもあった国立競技場で連合行事を実施します。 対象者：区立小学校6年生、区立中学校2年生 実施時期：9月下旬から10月上旬 実施回数：小学校1回、中学校1回実施 実施内容：小学生100m走、50mハードル走、400mリレー、走り幅跳び、走り高跳び 中学生100m走、400mリレー、走り幅跳び、走り高跳び(共通) 80mハードル走、1000m走(女子) 100mハードル走、1500m走(男子)	東京2020大会の会場でもある国立競技場で連合行事を行うことで、未来を担う子どもたちにレガシーを残し、運動を楽しみ、競技を通じて相互の理解と協調性や連帯感を高めることができます。	渋谷区が新国立競技場で連合運動会を令和4年度に実施しています。	学校教育推進計画	学習指導要領	レベルアップ分	小計 5,122 ⇒	
									・会場使用料	2,825 ⇒	
									・デジタルサイネージ操作等経費	2,297 ⇒	
									経常経費分	小計 8,550 ⇒	
									・その他必要経費	8,550 ⇒	
									合計	13,672 ⇒	
									財源内訳		
									国庫支出金		
									都支出金		
									その他特財		
									一般財源		13,672
									債務負担行為	令和 年 ~ 年	限度額
									11 実施に向けた財源確保	特定財源なし	
									12 スケジュール	令和5年10月 小学校及び中学校連合運動会、体育大会実施	
									13 事業実施に伴う将来コスト	レベルアップ分 5,122千円/年	
									14 事務事業評価結果		
									15 編成の考え方		